

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第1区分

【発行日】令和3年2月18日(2021.2.18)

【公開番号】特開2019-168336(P2019-168336A)

【公開日】令和1年10月3日(2019.10.3)

【年通号数】公開・登録公報2019-040

【出願番号】特願2018-56515(P2018-56515)

【国際特許分類】

G 04 R 60/10 (2013.01)

G 04 C 9/00 (2006.01)

G 04 C 10/02 (2006.01)

G 04 G 21/04 (2013.01)

【F I】

G 04 R 60/10

G 04 C 9/00 301 A

G 04 C 10/02 A

G 04 G 21/04

【手続補正書】

【提出日】令和3年1月6日(2021.1.6)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

複数の指針と、

文字板と、

前記文字板の裏面側に配置される太陽電池と、

前記太陽電池の裏面側に配置される回路基板と、

前記太陽電池と前記回路基板とを接続する第一の導電部材および第二の導電部材と、

前記文字板の裏面側に配置される平面アンテナと、

前記複数の指針を駆動する複数のモーターと、

前記太陽電池によって充電される二次電池と、を有し、

前記文字板に垂直な方向から見た平面視において、前記複数のモーター、前記二次電池、前記平面アンテナは、重ならないように配置され、

前記平面視において、前記文字板の平面中心位置を通る仮想直線で前記文字板の平面領域を2つの領域に分けた際に、一方の領域に前記平面アンテナが配置され、他方の領域に前記第一の導電部材および前記第二の導電部材が配置され、

前記第一の導電部材および前記第二の導電部材は、間隔を有して配置されることを特徴とする電子時計。

【請求項2】

請求項1に記載の電子時計において、

前記第一の導電部材および前記第二の導電部材は、前記平面視において、前記平面中心位置に対する前記第一の導電部材と前記第二の導電部材との間の角度が40度以上80度以下であるように配置される

ことを特徴とする電子時計。

【請求項3】

請求項 1 または請求項 2 に記載の電子時計において、

前記平面視において、前記文字板の平面中心位置を通り、互いに直交する第一仮想直線および第二仮想直線で、前記文字板の平面領域を第一領域から第四領域までの 4 つの領域に分けた際に、前記平面アンテナは、隣接する第一領域および第二領域に跨がって配置され、前記第一の導電部材は第三領域に配置され、前記第二の導電部材は第四領域に配置される

ことを特徴とする電子時計。

【請求項 4】

請求項 3 に記載の電子時計において、

前記第一領域は前記文字板の 9 時から 12 時の範囲に配置され、前記第二領域は前記文字板の前記 12 時から 3 時の範囲に配置され、前記第三領域は前記文字板の前記 3 時から 6 時の範囲に配置され、前記第四領域は前記文字板の前記 6 時から前記 9 時の範囲に配置される

ことを特徴とする電子時計。

【請求項 5】

請求項 3 または請求項 4 に記載の電子時計において、

前記平面アンテナは、前記平面視において、前記第一領域に配置された給電部を備え、前記平面アンテナ用の受信 I C は、前記平面視において、前記第一領域に配置されることを特徴とする電子時計。

【請求項 6】

請求項 1 から請求項 5 のいずれか一項に記載の電子時計において、

前記平面視において、前記二次電池は、前記平面アンテナが配置される領域とは異なる領域に配置される

ことを特徴とする電子時計。

【請求項 7】

請求項 1 から請求項 6 のいずれか一項に記載の電子時計において、

前記平面アンテナは、パッチアンテナである

ことを特徴とする電子時計。

【請求項 8】

請求項 1 から請求項 7 のいずれか一項に記載の電子時計において、

前記太陽電池は、直列に接続された 8 つ以上のセルを備える

ことを特徴とする電子時計。

【請求項 9】

請求項 1 から請求項 8 のいずれか一項に記載の電子時計において、

前記平面視において、前記文字板の外周および前記太陽電池の外周を覆う見切り部材を備え、

前記平面視において、前記第一の導電部材および前記第二の導電部材は、前記見切り部材と重なる位置に配置される

ことを特徴とする電子時計。